

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			法令番号	昭和35年法律第145号				
手続名	医療機器修理業の許可の更新			根拠条項	第40条の2第4項				
審査基準	<p>当該更新については「医療機器修理業の許可」の審査基準に準じて行うものとする。 ただし、構造設備等に変更があった場合には、必要に応じて現場調査を行う。</p>								
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間 標準経由期間	20日 日	目次